

第5節 非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 非常ベルとは、起動装置、音響装置（サイレンを除く。）、表示灯、電源及び配線により構成されたものをいう。
- 2 自動式サイレンとは、起動装置、音響装置（サイレン）、表示灯、電源及び配線により構成されたものをいう。
- 3 操作装置とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に、又は手動操作により、必要な階に火災である旨の警報を報知する装置をいう。
- 4 多回線用とは、操作装置の部分に回線ごとの地区表示灯を有するものをいう。
- 5 複合装置とは、起動装置、表示灯、音響装置をそれぞれ単体又は任意に組み合わせ一体として構成したものに非常電源を内蔵し、他に電力を供給しない装置をいう。
- 6 一体型とは、起動装置、表示灯、音響装置を任意に組み合わせ一体として構成されたものをいう。

第2 設置場所及び設置方法

設置場所及び設置方法は、令第24条第4項第1号及び第2号並びに規則第25条の2第2項第1号及び第2号の2の規定によるほか、次による。

1 操作装置

- (1) 点検に便利な場所に設けること◆
- (2) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること
- (3) 起動装置の設けられた操作装置にあっては、操作の容易な場所に設けること◆
- (4) 多回線用の操作装置は、防災センター等に設けること◆
- (5) 操作装置に接続する表示灯又は音響装置は、1回線につき各15個以下とすること
- (6) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないものであること

2 音響装置

- (1) 自動火災報知設備の基準（第6. 1から3まで及び7から10まで）を準用する。◆
- (2) 規則第25条の2第2項第1号イ(ロ)に規定する「室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」とは、自動火災報知設備の基準（第3. 5）を準用する。
- (3) 規則第25条の2第2項第1号イ(ロ)に規定する「当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること」とは、自動火災報知設備の基準（第3. 6）を準用する。なお、この場合において、「自動火災報知設備」は、「非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）」に読み替えるものとする。◆
- (4) 規則第25条の2第2項第1号イ(ハ)に規定する「当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること」とは、自動火災報知設備の基準（第6. 6）を準用する。なお、この場合において、「自動火災報知設備」は、「非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）」に読み替えるものとする。◆

3 起動装置◆

自動火災報知設備の基準（第7. 1. (1)及び(2)）を準用するほか、手動により復旧しない限り継続して作動するものとする。

4 表示灯◆

自動火災報知設備の基準（第7. 2）を準用する。

5 複合装置及び一体型◆

1から4までの例による。

第3 電源及び配線

電源及び配線は、令第24条第4項第3号並びに規則第25条の2第2項第4号及び第5号の規定並びに第6章「非常電源の基準」によるほか、次による。

1 電源

自動火災報知設備の基準（第9（1. (3)を除く。))を準用する。

2 配線

複合装置の常用電源配線と各複合装置の連動端子間の配線（弱電回路）を同一金属管に納める場合は、次によること

- (1) 非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）以外の配線は入れないこと
- (2) 連動端子間の電線は、600ボルト2種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること
- (3) 電源回路の配線に使用する電線は、600ボルトビニル絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁効力を有する電線を使用すること
- (4) 常用電源線と連動端子間の電線は、色別されたものとする ◆

第4 特例基準

非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

1 次のいずれかに該当するものについては、非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）を設置しないことができる。

- (1) 令別表第1(9)項口に掲げる防火対象物のうち、番台から脱衣場及び浴槽を監視することができる公衆浴場に非常警報器具を設置したもの
- (2) ガス充填所の製造施設のうち、屋内消火栓設備の基準（第12. 13又は14）に適合するもの

2 消火器具の基準（第4. 6）に適合するものについては、住戸ごとにそれぞれ別の防火対象物とみなし令第24条の規定を適用することができる。